

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年4月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 高橋 隆 3番 山岸 誠
5番 本間 仁一 6番 青木 憲一 7番 浅野 厚司
8番 伊藤 圭一 9番 神尾 篤志 10番 朝倉 善則
11番 鈴木 正徳 12番 渡沢 寿 13番 安達 芳紀
3. 欠席委員 1名にして氏名は次のとおり
4番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二
同 上 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第 6号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第16号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

(開会：ときに午後１時３０分)

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和４年４月１８日付け南農委告示第６号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、１２名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、４番黒澤ちよ子委員の１名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

６番青木憲一委員、７番浅野厚司委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員 ６番 青木 憲一 委員
 ７番 浅野 厚司 委員

議長（高橋会長）

日程第２「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第４ 報第６号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第６号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和４年３月２８日付け農第１１４４号で、南陽市長から本委員会に対し、３月３１日付けで３件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第６号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が4件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第7号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外5筆 田が6,012㎡ 畑が31㎡、合計6,043㎡を賃貸人の申し出により、合意解約するものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 1,543㎡を賃借人の申し出により、合意解約するものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,918㎡を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆 田が2,400㎡ 畑が1,263㎡、合計3,663㎡を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

7番
（浅野厚司委員） 1番について、4月28日となっているが、誤りではないですか。

嶋貫農地係長 大変失礼いたしました。3月28日の誤りです。3月28日付けで■■■■さん、■■■■さんから書類を頂戴しております。この場で議案書の訂正をお願いします。

議長（高橋会長） それでは4月28日を3月28日に訂正をお願いします

議長（高橋会長） その他質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） その他「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第15号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転8件、賃借権設定1件、合計9件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第15号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。
はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田322㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計413㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 4, 311㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字別▲▲ 畑 287㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 田が3, 896㎡、畑が59㎡ 合計3, 955㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

嶋貫農地係長

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 田が485㎡、畑が5,213㎡ 合計5,698㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 638㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外2筆 田が148㎡、畑が608㎡ 合計756㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
次に、5ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計8,037㎡について、新規の10年で、毎年10月31日支払、物納となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第15号1番及び2番、3番の現地調査については、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

（高橋会長）

昨日一昨日と現地を確認してまいりました。▲▲地区で常に見ている農地です。申請通り間違いなく、周辺農地での影響はないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、4番及び5番の現地調査については、峠田一徳推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

4月22日に報告を頂戴しております。

4番の▲▲の案件につきましては、全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認したと報告を受けております。

5番の案件につきましては、作付けはされておりましたが、草刈等の管理は行われていたと報告をいただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、6番の現地調査について、
8番伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

8番

（伊藤圭一委員）

21日現地を確認してまいりました。田については、作付けはされていませんが、減反として管理をされているところでした。畑の方につきましても牧草として管理されていました。

議長（高橋会長）

次に、7番及び8番の現地調査について、3番山岸誠委員より、報告をお願いします。

- 嶋貫農地係長 すみません。7番は峠田委員の現地調査に入っていましたので、山岸委員からは8番の報告をお願いします。
- 3番 (山岸誠委員) 8番については、4月22日に現地調査に行っていました。地目は田となっていますが、去年までぶどうを栽培していたということです。全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認して参りました。
- 議長 (高橋会長) 次に、9番の現地調査について、11番鈴木正徳委員より、報告をお願いします。
- 11番 (鈴木正徳委員) 24日に現状確認して参りました。2筆と耕作されていて、周辺農地への影響もないことを確認して参りました。
- 議長 (高橋会長) 修正をお願いします。7番の案件につきまして、峠田委員よりご報告をいただいておりますので事務局よりお願いします。
- 嶋貫農地係長 大変失礼しました。7番の案件につきましても峠田委員から確認をさせていただいております。▲▲の件につきましては、全てが耕作され、周辺農地への影響もないことを確認したと4月22日にご報告をいただいております。
- 議長 (高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。
- 13番 (安達芳紀委員) 6番の案件について確認したいのですが、借受人が▲▲の■■■■■さんで、面積が5町歩と少しありますが、今回▲▲の場所を借り受けるということで、これは減反とか転作というかたちでの借り受けることですか。またこの面積は全部▲▲の土地でしょうか。
- 嶋貫農地係長 安達委員の質問にお答え申し上げます。
■■■■■さんは▲▲で■■■■■という畜産会社を営んでいる方で、5町歩の土地は全て、▲▲でお持ちになっているものです。▲▲の■■■■■さんが土地の管理を辞められるということで、酪農家である■■■■■さんに所有権を移転して、管理をしていただく目的で申請をいただいたものと聞いております。
以上でございます。
- 13番 (安達芳紀委員) 牧草のための使用ですか。
- 嶋貫農地係長 使用目的は牧草で、田の方の転作地も牧草を育てるということでした。
- 13番 (安達芳紀委員) わかりました。ありがとうございます。

議長（高橋会長） その他質疑意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第16号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第16号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和4年4月12日付け農第56号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、4件の所有権移転に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第16号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は6ページからで、9ページにつきましては、総括表となっております。
所有権設定が4件で、計画面積が田10,540㎡、畑1,697㎡、合計12,237㎡となっております。
10ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の田1,323㎡外1筆の合計2,918㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑647㎡外4筆の田2,400㎡、畑1,263㎡の合計3,663㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

山内事務局長補佐

3番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑419㎡外1筆の田4,411㎡、畑419㎡の合計4,830㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑15㎡外1筆の田811㎡、畑15㎡の合計826㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは始めに、議第16号 1番と2番の2つの案件について、審議いたします。

ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員 退席 ……………

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

……………質疑、意見なし……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）　　ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員復席……………

議長（高橋会長）　　次に、議第16号 3番と4番の2つの案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）　　本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

……………質疑、意見なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）　　本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）　　以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年4月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時58分）